安城市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　ＡＥＤの貸出しの対象者は、市民が参加する各種イベント等の主催者とする。

２　ＡＥＤの貸出しの対象となる各種イベント等は、安城市内において開催されるものに限る。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸出期間）

第３条　ＡＥＤの貸出期間は、閉庁日を含め７日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸出場所）

第４条　ＡＥＤの貸出し及び返却を行う場所は、安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和５５年安城市条例第７号）第２条に規定する公民館及び安城市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和６２年安城市条例１８号）に規定する安城市保健センターとする。

（申請手続）

第５条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の７日前までにＡＥＤ借用申請書兼承諾書（様式第１）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（審査等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、ＡＥＤ借用申請書兼承諾書を申請者に交付する。

（費用負担）

第７条　ＡＥＤは、無償で貸し出すものとする。ただし、運搬等に要する費用はＡＥＤの貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

２　ＡＥＤの利用に関し必要な費用については、利用者の負担とする。ただし、傷病者の救護のため使用した付属のパッドの更新は、ＡＥＤ返却後、速やかに市長の責任及び負担において行う。

（利用者の遵守事項）

第８条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）亡失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。
（２）取扱説明書に基づき適切に使用すること。
（３）傷病者の救護以外の目的に使用しないこと。
（４）処分、譲渡又は転貸しないこと。
２　利用者は、傷病者の救護のために使用した場合は、ＡＥＤ使用報告書（様式第２）を市長に提出しなければならない。
３　利用者は、ＡＥＤを亡失し、又は損傷したときは、直ちにＡＥＤ亡失・損傷報告書（様式第３）を市長に提出しなければならない。

（原状回復）
第９条　利用者の責めに帰すべき事由により、故障、破損、紛失等させた場合には、利用者の負担においてこれを補償し、又は修理の上返却しなければならない。

（返却）
第１０条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときはＡＥＤを返却しなければならない。
（１）申請期間が経過したとき。
（２）利用者がＡＥＤを使用しなくなったとき。
（３）市長が必要と認めるとき。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。